

塩尻市市民交流センターサポーターポイント制度

市民交流センターでは、館内でボランティア活動（サポーター活動）を行うサポーターの皆さんに対し、えんぱーくをより一層利用していただくため、ポイント制度を実施しています。

ポイントを一定数貯めることで、センター内の設備の利用料や、館内商業施設で利用できるお得な割引券などに交換することができます。この機会にどうぞご活用ください。

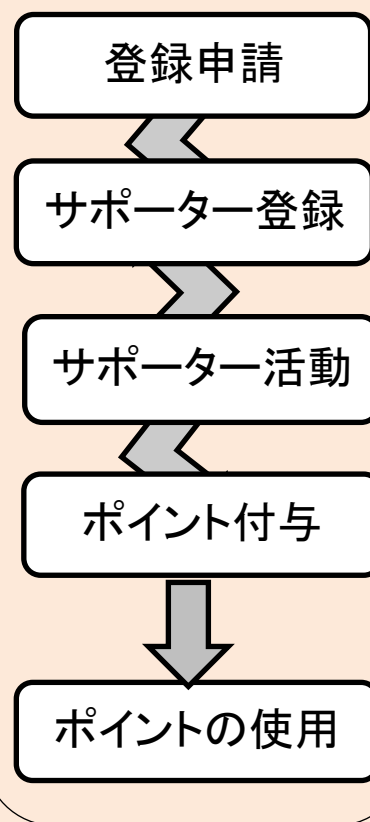
【制度の特徴】



① ポイントカードを発行

- ・サポーター登録された方全員にポイントカードを発行します。
- ・サポーター活動するとき、ポイントカードをご持参いただければ、活動時間に応じたポイントをお場で付与します。
- ※ サポート活動1時間につき1ポイントとなります
- ※ 付与できるポイントは1日3ポイントまでです
- ※ ポイント及びポイントカードの有効期限は2年間です

《ポイント利用の流れ》



② 館内で使える利用先

(1) 会議室等の施設利用料

《1ポイント=100円》

(2) 印刷機利用料

《1ポイント=100円》



※ (1) 及び (2) でご利用の場合、現金との併用はできませんのでご注意ください

(3) センター内1階商業施設でのご利用

《7ポイント (1ポイント=50円) で
350円分のチケットと交換》



※R4.12 商業施設撤退により現在調整中

③ ポイントの貯め方

ポイントは次のいずれかの活動を実施した際に付与されます。

- (1) 図書館、子育て支援センター及び市民交流センターが行う事業のサポート
- (2) 市民交流センターの装飾・美化に関する活動(壁柱・花育て等)
- (3) 市民交流センターが主催する事業、又は市民交流センターが市民公益団体と協働で実施する事業の補助
- (4) その他市民交流センターの事業部目標に寄与する活動

《お問合せ先》

塩尻市市民交流センター市民活動支援係

電話 0263-53-3350

E-mail collabo@city.shiojiri.lg.jp